

同居家族がいる場合における生活援助について

基本的な考え方（生活援助費の算定）

利用者本人がひとり暮らしであるかまたは家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により家事を行うことが困難な場合に行われる、利用者に対する調理・洗濯・掃除等の日常生活の援助（厚生労働省告示第19号）をいいます。

「障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

下記の考え方に沿って、同居家族等が家事をできない内容・理由、それに応じた適切な時間・回数等をサービス担当者会議で必要性について検討し、居宅サービス計画及び訪問介護計画に明確に位置づけてください。

(1) 障害……同居家族等が障害（身体・知的・精神）を有し、家事をすることが不可能である場合。（単に障害者手帳の有無だけで判断するのではなく障害を理由として、家事が可能か否か判断することが必要です。）

(2) 疾病……同居家族等が疾病のため、家事をすることが不可能である場合。

(3) その他

- ・日中独居…家族等が就労等で日中独居である場合。家族が滞在している時間帯（夜間及び休日）において対応すれば事足りるものについては、援助の対象になりません。家族が不在の時間帯に行わなければ、日常生活に大きな支障が生じる場合は、適切なケアマネジメントにおいて判断してください。
- ・老夫婦世帯…夫婦のどちらかが要介護（要支援）の場合、高齢者世帯というだけでは生活援助の算定はできません。身体状況として家事をこなせない状況であれば算定は認められます。ただし、その上で提供されるサービスは、あくまでも要支援・要介護者のために限定されますので留意してください。
- ・やむを得ないと判断する場合…介護放棄・虐待等、同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない、家族の介護負担により共倒れが危惧される場合等。

※家事ができない（したことがない）、忙しい（仕事・育児など）、苦手だ、遠慮があって頼みにくいなどは該当しません。